

内閣参質一三三第二六号

平成七年六月二十七日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員 正敏君提出防衛庁・自衛隊における訓令秘に指定されていない法律秘の開示手続きに関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員「正敏君提出防衛庁・自衛隊における訓令秘に指定されていない法律秘の開示手続

きに関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の事例については、把握していない。

三について

自衛隊員が職務上知ることのできた秘密を漏らす行為は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十九条第一項に違反する。